

令和8年8月 桑山地区 移住定住促進住宅 入居者募集要項

村では、下記により移住定住促進住宅の入居者を募集します。

1 移住定住促進住宅の目的

若い人たちの移住定住を促進し、地域の活性化を図るため、移住定住促進住宅を整備する。

2 募集戸数

1棟 A-9

3 入居開始時期予定日

令和8年9月上旬から

4 移住定住促進住宅の概要

名 称	移住定住促進住宅（桑山地区）
所 在 地	長野県東筑摩郡麻績村日 3245 番地 9
○ 募 集 戸 数	1 棟： 木造 2 階建て
	■ 木造 2 階建て ◎ 3LDK（オール電化住宅） 延床面積 69.56 m ² （1 階部分 34.78 m ² 、2 階部分 34.78 m ² ） 敷地面積 約 400 m ² 設備 エコ給湯器、IH クッキングヒーター、ユニットバス、 洗面化粧台、インターホン、洋式トイレ、24 時間換気
家 賃	月額 30,000 円 ※同居する子供（小学生以下）1 人につき月額 1,000 円を減免。 ただし、入居から 15 年が経過し、かつ同居する子供（小学生以下） がいない場合は、月額 45,000 円
敷 金	90,000 円
駐 車 場	各 2 台分
ペ ッ ト	小動物に限り飼育可とする。 一例（小型犬、猫、うさぎ、ハムスター、小鳥、魚類 など） ※ ペットの相談は、担当までお問合せください。

5 入居資格 ※①～⑧全ての条件を満たす方が対象となります。

- ① 村外から移り住む者、若しくは、村内に移り住むため既に仮住まいをしている者。
- ② 現に同居し、若しくは同居しようとする夫婦（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者）
- ③ 入居時において、世帯主が満 45 歳未満の者。
- ④ 入居決定後、10 日以内に入居予定者全員が住民異動届を麻績村に提出できる者。
- ⑤ 市町村税並びに地方公共団体の使用料等を滞納していない者で、家賃が滞りなく納付できる見込みのある者。
- ⑥ 入居決定後は所在地の行政区に所属し、地域内での自治活動及び、環境美化活動等地域活動へ参加できる者。
- ⑦ 住宅敷地及び周辺の草刈り、清掃などの維持管理を自身で行うことができる者。
- ⑧ その者、又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者。

6 退去

- ① 退去に際しては、1 ヶ月前に村担当課へ連絡すること。
- ② 入居中に破損した箇所は退去時までには修繕を行い、村の検査を受けること。
- ③ 敷地内の形状変更をした箇所は原状に復すこと。

7 入居申込受付期間及び場所

令和 8 年 8 月 12 日（水）から 8 月 28 日（金）17 時まで
麻績村役場 振興課 住宅係へ申込みをしてください。（郵送可）

8 入居申込方法

入居申込書に必要事項を記入し、下記の書類を添付の上、お申込みください。

①申込者及び同居予定者全員の住民票

（婚姻予定者等、現在別居の状態にあるものについてはそれぞれの住民票）

②申込者及び同居予定者全員の、前年の所得に係る市町村長発行の所得証明書

ただし、前年の所得証明書がとれない場合（毎年 1 月～6 月の期間）申込者及び同居予定者のうち所得があるもの全員について次の（ア）及び（イ）の双方の書類

（ア）前々年の所得に係る市町村長発行の所得証明書

（イ）前年の所得を証明する書面 給与所得者は、源泉徴収票

事業所得者は、確定申告書の写し等

③申込者及び同居予定者全員の納税証明書

9 現地見学

随時、現地にご案内いたします。

（事前にご連絡をいただき、見学日程を調整させていただきます。）

10 入居者の選考

- ① 提出された入居申込書類と面談による審査を行います。
- ② 書類審査は提出された書類に基づき、入居条件に関して審査します。
- ③ 面談は入居条件を満たしている方で、必要に応じて実施し、入居の目的及び入居資格内容、将来の持ち家希望等についてお伺いします。
- ④ 麻績村に移住定住し、子育てをしたい又はテレワークをしたい方を優先します。

11 入居者の選定

入居者の選定は選定委員会にて選定し、令和8年9月上旬を目途に決定します。

12 抽選会

入居申込者多数で選考委員会にて入居者を定め難い場合は、抽選会を行います。
詳しい日程は、対象者へ個別にご連絡いたします。

13 入居手続き

- ① 入居が決定した後は、速やかに誓約書（連帯保証人との連署）の提出をしていただき、通知された入居指定日から10日以内に麻績村へ住民異動届を提出してください。
- ② 入居指定日から10日以内に敷金の納入を行ってください。

14 その他注意事項

① 地域活動について

移住定住促進住宅の行政区は、桑山中央区となります。

地域で生活していくためには、地域活動がなければ成り立ちません。地域での活動、役員としての活動などに積極的に参加していただくことになります（入居決定後、承諾書をいただく予定としております）。

② 環境整備について

住宅団地内の除草や雪かき等の環境美化活動は入居者が行うことになります。近隣住民の方の迷惑とならないように、入居者同士協力し合い、定期的に行うようにしてください。

③ 敷地の活用について

許可を受けたうえでの敷地の活用については、基本的に自由とします。それに伴い、住宅及び付帯する設備以外の外回りについては、入居者の負担で管理をお願いします。

〈申込み・お問合せ〉

麻績村役場 振興課 住宅係 田中

〒399-7701 長野県東筑摩郡麻績村麻 3837

電話 0263-67-3001